

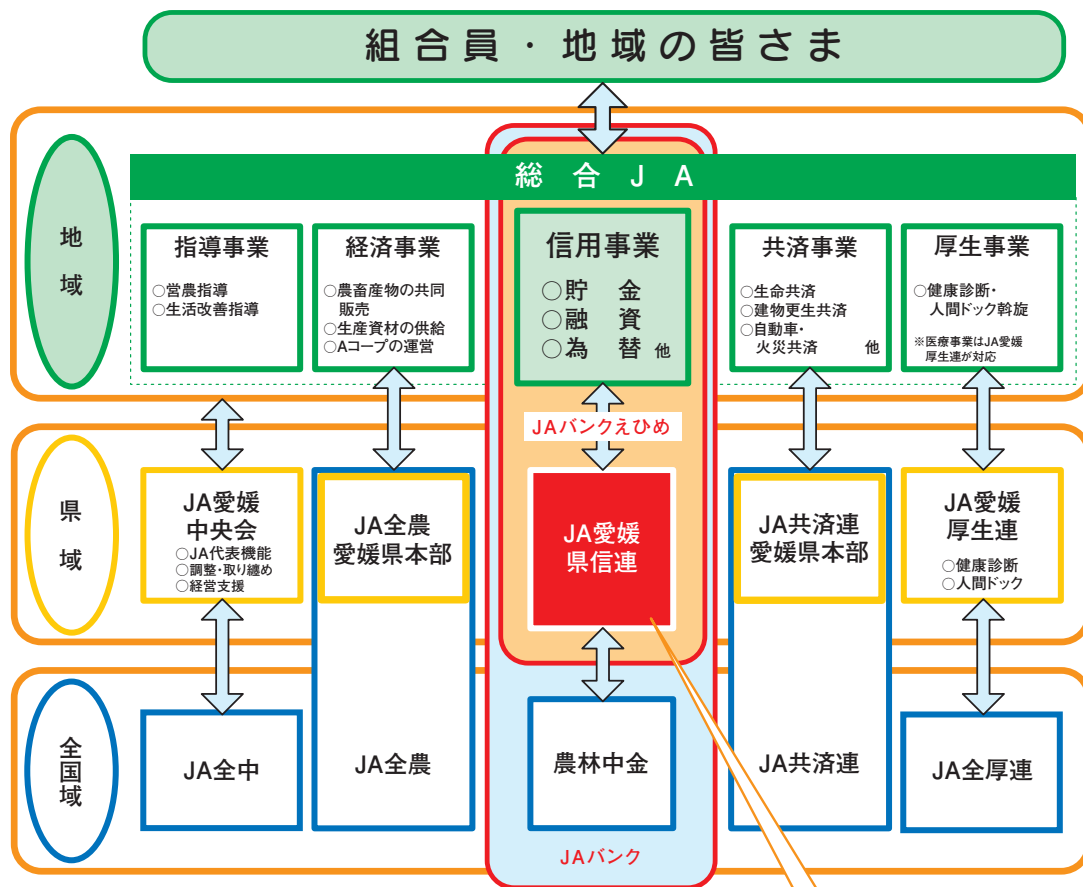
経 営

ＪＡグループにおけるＪＡ愛媛県信連

ＪＡは、貯金・融資・為替などの金融サービスを提供する信用事業（金融事業）のほか、共済事業・経済事業（販売・購買事業）・厚生事業など生活に密接に関わる事業を実施しております。

このうち、信用事業のことを「ＪＡバンク」と呼んでおり、地域のＪＡ・県域組織の県信連・全国域組織の農林中金がＪＡバンク会員となって、実質的に１つの金融機関として一体的に信用事業を展開しております。

私どもＪＡ愛媛県信連は、愛媛県域を営業エリアとした単独の独立した金融機関であるとともに、ＪＡバンクえひめの一員として、県内ＪＡが組合員ならびに地域の皆さまのお役に立つ金融サービスの提供ができるよう、ＪＡ信用事業運営をサポートする本店の役割も担っております。



■「ＪＡバンクえひめ」は、愛媛県内11ＪＡの信用事業と愛媛県信連の事業の総称をいいます。

ＪＡうま	ＪＡえひめ未来	ＪＡ周桑
ＪＡおちいまばり	ＪＡ今治立花	ＪＡ松山市
ＪＡえひめ中央	ＪＡ愛媛たいき	ＪＡにしうわ
ＪＡひがしうわ	ＪＡえひめ南	ＪＡ愛媛県信連

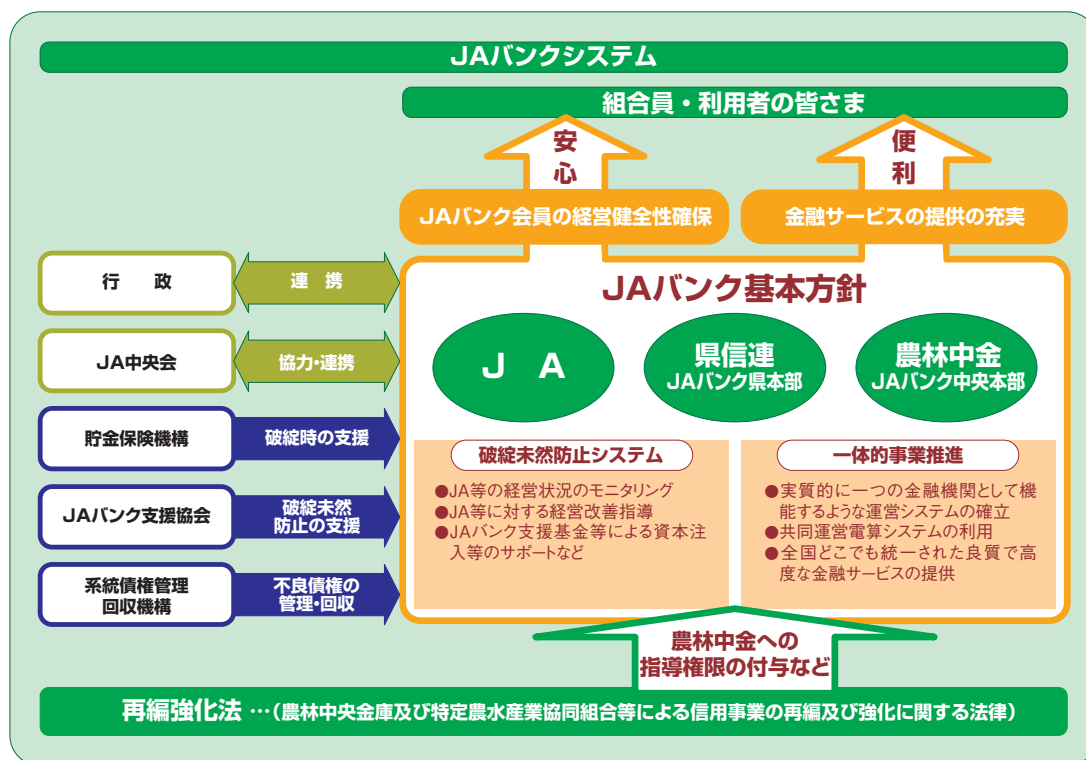
JAバンクえひめ
(愛媛県内JA／県信連)

○運用収益の還元・配当
○営業企画・営業支援
○金融規制・体制整備
財務健全化指導
○コンプライアンス指導
○県域集中事務処理
○教育・研修

JAバンクシステム

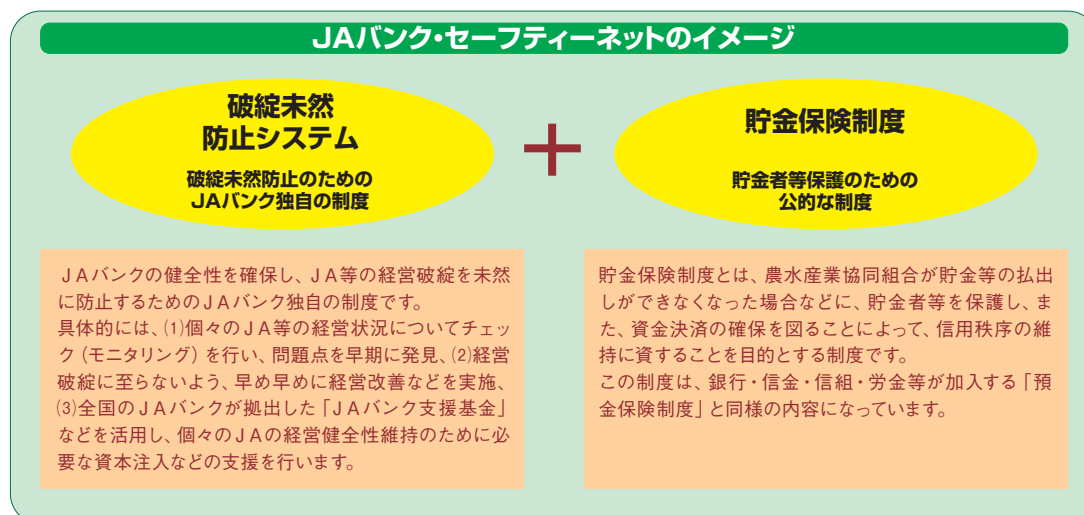
「JAバンクシステム」はJAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」とスケールメリットときめ細やかな金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つの柱から成ります。

お客さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として機能するシステムとなっております。



JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、組合員、お客さまに一層の安心をお届けするため、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」による「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。



経営方針

当会は、愛媛県を事業区域とし、J Aバンク会員である県内11 J Aと当会が、「J Aバンクえひめ」を構成し、お互い助け合い発展していくことを共通の理念として運営する相互扶助の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

愛媛農業と地域経済の発展に貢献するとともに、環境・文化・教育といった幅広い視野で地域貢献活動にも取り組み、お客さまから親しまれる金融機関を目指し、事業運営に取り組んでまいります。

■ 経営理念

J Aとともに、農業・地域金融機関として食と農業を通じ、
愛媛農業の振興と活力ある地域社会の発展に貢献します。

中期経営計画

当会が策定した中期経営計画では、「安定的収益還元機能の強化」・「J Aバンクえひめ本部機能の強化」・「組織インフラの整備・強化」の3つの基本戦略のもと、総力を結集し、スピード感をもって、実践してまいります。

■ 中期経営目標

J Aバンクえひめとして
持続可能な農業と豊かなくらしの実現に向けた、
地域の皆さまとのつながり強化と経営戦略の高度化を目指します。

■ 基本戦略

1. 安定的収益還元機能の強化

〔主要施策〕

- (1) 収益力の強化
- (2) 経営・業務管理態勢の高度化
- (3) 財務基盤の拡充

2. J Aバンクえひめ本部機能の強化

〔主要施策〕

- (1) 提案型セールスによる利用者とのつながり強化
- (2) 資本ニーズへの的確な対応による利用者とのつながり強化
- (3) 利用者ニーズを踏まえたつながり(接点)の最適化
- (4) 経営戦略の高度化と健全性確保

3. 組織インフラの整備・強化

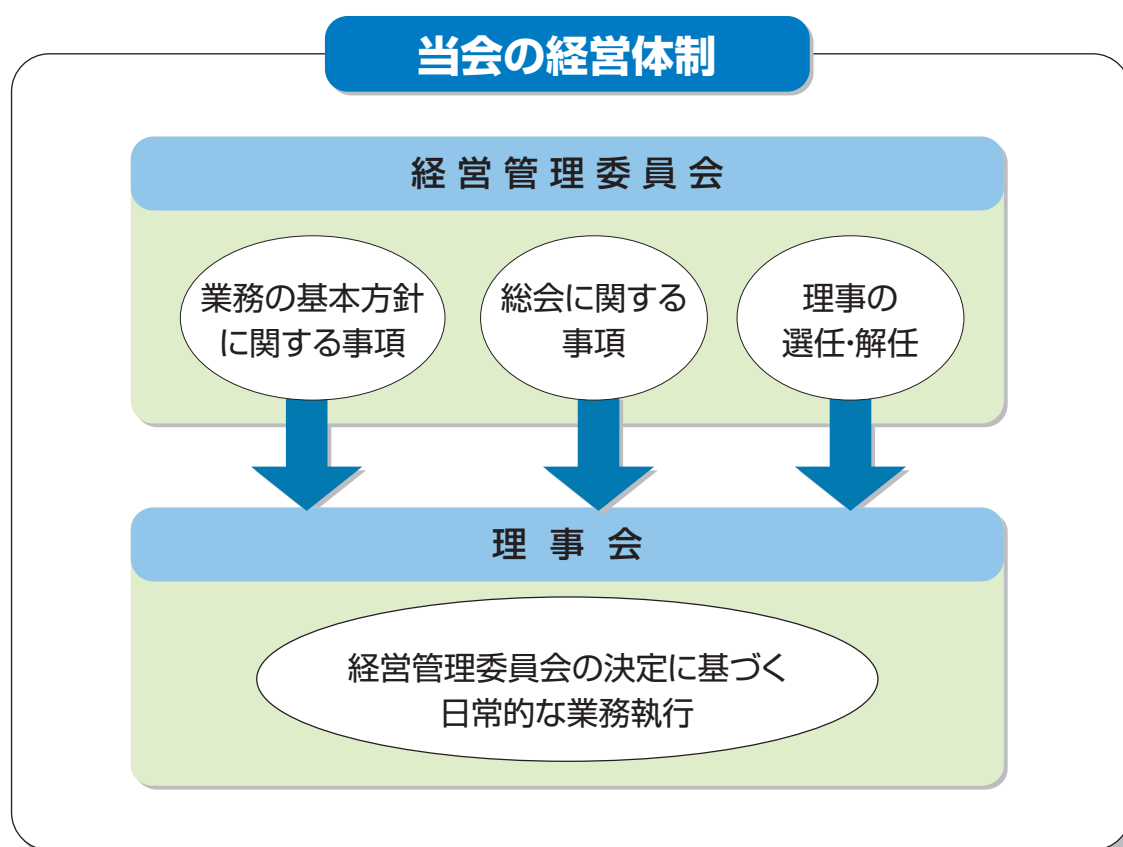
〔主要施策〕

- (1) 経営資源の最適化
- (2) 組織力の強化

経営体制

当会は、経営決定機能と業務執行機能を分離することで、経営の一層の健全性向上と専門性・機動性のある業務執行に努めております。

具体的には、業務の基本方針に関する事項、総会に関する事項および理事の選任・解任などについては、経営管理委員会が決定機関となり、日常の業務執行については、実務に精通した者で構成する理事会が行う仕組みになっております。



業務の適正を確保するための体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題と位置付けるとともに、企業倫理および法令などの遵守、適切なリスク管理、その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を策定しております。今年度の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

内部統制基本方針

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
 - (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、法令等遵守に関する重要な事項の検討・審議を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置する。
 - (3) コンプライアンスに関して、役職員等がコンプライアンス主管部署に相談・通報できる「ヘルプライン」および外部の法律事務所等に通報等ができる「J A愛媛ヘルプライン」を設置する。
 - (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
 - (5) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策について、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行う。
 - (6) 財務報告にかかる規程等を定め、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。
 - (7) お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供する態勢を整備する。
2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
 - (2) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
 - (3) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスクマネジメント基本方針を制定する。
 - (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらを統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、各々の役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
 - (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
 - (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められていた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
 - (5) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を整備する。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
 - (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事等により構成される会議体を設置し、常例または随時の経営課題等の協議、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を付託する。
 - (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

5. 当会およびその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当会の業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定める。
- (2) 円滑なグループ運営を図るため、当会と子会社の間において協議または報告すべき事項を定め、子会社の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。

6. 内部監査体制

- (1) 当会の適正な業務運営の遂行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として内部監査担当部署を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
- (2) 内部監査は、当会の全業務および子会社を対象とし、理事会が承認する監査計画に基づき実施する。
- (3) 内部監査担当部署長は、内部監査終了後、監査報告書を取りまとめ、理事長および監事に報告し重要な事項については理事会および経営管理委員会に報告するとともに、監査の実施状況を定期的に理事会および経営管理委員会へ報告する。
- (4) 内部監査担当部署長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 内部監査担当部署には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するための職員を配置する。
- (2) 監事は、理事と協議のうえ、必要と認める職員等を監査の補助に当たらせることができるものとする。
- (3) 内部監査担当部署長は、監事から特定事項について調査の依頼を受けたときは、理事長の決裁を得て、監事の指揮により調査を行う。

8. 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告する。
- (2) コンプライアンス主管部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- (3) 内部監査担当部署長は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
- (5) コンプライアンス主管部署は、前記1(3)の「ヘルプライン」等の運用状況について、適正な通報等対応業務の遂行および利害関係者の秘密、信用、プライバシー等の保護に支障のない範囲において、定期的に監事に報告する。

9. 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

適正な目的により監事へ報告を行った通報者等に対し、当該通報等を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。

10. 監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針

監事がその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
- (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
- (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- (4) その他、理事および職員は、J A 監事監査基準および監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

■ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、今年度の運用状況は以下のとおりであります。

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
法令等遵守体制については、役職員の行動規範、倫理憲章を定めるとともに、コンプライアンス・プログラムの策定や役職員の研修等を行いコンプライアンス態勢の強化に取り組んでおります。また、マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応については、基本方針を定め体制を整備するほか、J Aに向けた研修会等対応支援等の取り組みを実施しております。
財務報告の信頼性・適正性の確保については、財務報告にかかる基本的な考え方を定めるとともに、その態勢について理事会で確認・協議を行っております。
また、お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を明確に示し、役職員に周知を行っております。
2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書処理規程をはじめとする諸規程を制定のうえ役職員に対し周知し情報の管理を確かなものとしております。
また、「J Aバンクの内部管理態勢構築にかかる指針」（サイバー攻撃への備え）を踏まえたサイバーセキュリティ対策にかかる体制の整備を行っております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当会は、リスクマネジメント基本方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスクマネジメント委員会、理事会・経営管理委員会で定期的に協議・検討を行っております。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるようJ Aバンク業務継続要領を定めております。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
中期経営計画および事業計画の進捗管理を定期的に検討・協議し実効性を図っております。また、理事および関係部長で構成される各委員会等を定期的に開催し、重要案件の報告等を行い理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としております。
5. 当会およびその子会社等における業務の適正を確保するための体制
各業務にかかる諸規程を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めております。また、子会社管理規程を策定し、子会社における業務管理体制やリスクの把握に努めております。
6. 内部監査体制
内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長および監事に報告しております。
7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項
監事の職務執行を補助するため、業務執行部門から独立した機構として監査室を設置し、専任の職員を配置しております。
8. 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
理事会や理事会から付託されて協議等を行う会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えております。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しております。
9. 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監事監査規程に、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することを明記しており、役職員に周知しております。
10. 監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針
監事の職務執行について生ずる費用については、年度ごとに予算化するほか、個別に発生する追加費用についても支払うこととしております。
11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しております。

リスク管理の状況

■ コンプライアンス（法令等遵守）

当会は、協同組合として農業と地域経済・社会の発展に寄与するための社会的責任を負うとともに、金融機関として信用を維持し、健全で適切な運営を確保するという公共的使命を担っております。

こうした社会的責任と公共的使命を全うするために、役職員一丸となったコンプライアンス経営の実践に取り組んでおります。

具体的には、コンプライアンス態勢にかかる企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うため、コンプライアンス態勢運営要領に基づき、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する他、コンプライアンスにかかる各部門・責任者等の役割などの明確化を図り、関連部署が連携して業務の健全性・適切性の確保を図っております。

また、コンプライアンスの実践計画「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、これに基づく取り組みとして法令遵守の自己チェック、役職員の教育・研修の実施など、各種コンプライアンス活動を行い、全役職員に対するコンプライアンス意識の啓蒙と徹底に努めております。

● 会 是

当会の組織理念です。

- 一、奉仕と協同
- 二、信用と誠実
- 三、創造と実践

● コンプライアンス基本方針

役職員の行動の指針とするため、「会 是」をより具体化し明文化しております。

● コンプライアンス態勢運営要領

コンプライアンス態勢や役職員・各部署の役割を明文化し、コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンス態勢にかかる審議・検討を行い、遵守体制を確立・発展させていくことを目的として制定しております。

● 役員行為規範

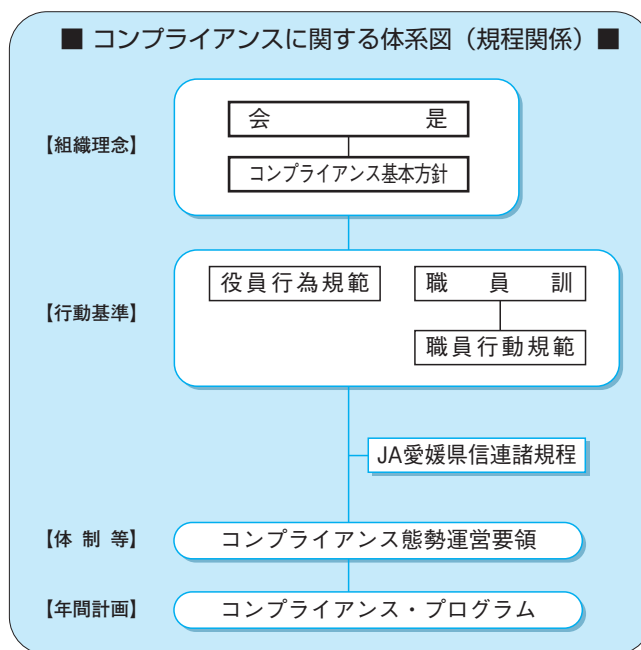
役員（経営管理委員および理事）の行動規範とするため、また、コンプライアンス意識の高揚のために制定しております。

● 職員訓

新しい時代環境に向けた意識改革を行い、職員が生活態度を戒め、自己研鑽を積み、社会の負託に応えることを目的として制定しております。

● 職員行動規範

職員が仕事をしていくうえでの具体的な「行動」のガイドラインとして制定しております。



■ リスク管理体制

昨今の金融市場は複雑かつ急速なリスクの変動を生起させることから、金融機関経営に損失を与えるリスクの発生の可能性および発生した場合の影響度を把握し適切に管理することは、重要な経営課題となっております。

このような情勢にあるなか、当会は健全性の高い経営を確保し信頼を維持していくために、自己責任に基づくリスク管理体制の構築に努めているほか、安定的な収益構造を維持・確立するために、リスク管理の充実に努めております。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当会ではマネロン対策を重要課題の1つとして位置づけ、リスクに応じた対策を適切に講じております。

● リスクマネジメント体制

当会は、「リスクマネジメント基本方針」を定め、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど、様々なリスクの管理を行う枠組みを構築するとともに、それらを統合的に管理する体制を整備しております。具体的には、基本方針に沿って「リスクマネジメント規程」を定め、一連のリスク管理を行うとともに、重要事項についてはリスクマネジメント委員会において審議のうえ、意思決定を行う体制としております。

特に、資金運用にかかる信用・市場リスク管理については、「リスクリミット方針」を定め、与信の集中リスクを回避する他、経営資源の適正配分、リスクに見合った収益の計上により経営の安定化に努めております。

● 貸出審査体制・余裕金運用体制

貸出資産の健全性の維持・向上を目指し、定期的に担保評価の見直しを行うとともに、企業の実態的な財務内容把握などにより貸出部門での審査充実に図っております。

また、一定の基準に該当する案件については、貸出部門から独立した二次審査部門において業種特性を踏まえた審査を実施するなど、信用リスク管理の徹底を行っております。

また、余裕金運用に関しては、「余裕金運用規程」に基づき運用方針などを定め、市場環境の変化に対応した効率・安全運用に努めるとともに、運用執行部門（フロント）からリスク管理部門（ミドル）、後方事務部門（バック）を分離し、牽制機能の発揮に努めております。

● 自己査定体制

資産の査定については、「内部格付要領」・「自己査定規程」などに基づく格付審査や分類債権の判定を行い、自己査定結果による適正な償却・引当額の算定を行っております。

また、厳正な自己査定を行うため、独立した二次査定部門において一次査定結果の正確性の検証など、牽制機能が発揮できる体制としております。

● 内部監査体制

内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、理事会で承認された内部監査計画に基づき、会内全部署を対象に内部監査を実施しております。

内部監査は、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から業務遂行状況を検証・評価し、改善事項の指摘などを通じて業務の適切性の維持・改善に努めております。

内部監査結果は、内部監査終了後、理事長および常勤監事に報告し、定期的に内部監査実施状況を経営管理委員会に報告しております。

更に、各部署においても定期的な自主点検により適正な業務運営と管理に努めております。

併せて、重要な業務や情報の処理を委託する先に対してオンサイトで監査を実施するなど、委託業務が適正に処理されていることを確認しております。

■ 利用者保護等管理態勢

当会では、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の正当な利益の保護と利便の確保に向けて「利用者保護等管理方針」を定めるとともに、当会との取引にともない、お客さまの利益を不当に害するような利益相反行為を行わないため「利益相反管理方針」を定め、利用者保護に取り組んでおります。

利用者保護等管理方針

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

利益相反管理方針（概要）

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務、または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。
(1) お客さまと当会との間の利益が相反する類型
(2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
3. 利益相反の管理の方法
当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。
(1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
(2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
(3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
(4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■ 金融商品の勧誘方針

当会では、役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めております。

金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売などの勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適切な勧誘を行います。

1. お客さまの知識、経験、財産の状況および資産運用の目的を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■ 情報セキュリティへの取り組み

当会では、会員・利用者などの皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守しております。

情報セキュリティ基本方針（セキュリティポリシー）

1. 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事するものの役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

個人情報保護への取り組み

当会では、利用者などの皆さまの個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守しております。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

1. 関係法令等の遵守
当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。
2. 利用目的
当会は、利用者の個人情報等の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。
なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取り扱いはいたしません。
また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。
当会の個人情報等の利用目的は、当会の本（支）店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。
3. 適正な取得
当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理措置
当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。
5. 第三者への提供
当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報等を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。
なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。
6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い
当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取り扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報と個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取り扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報と個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示・訂正等、利用停止等

当会は、保有個人情報データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

■ 金融ADR制度への対応

当会では、お客さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当会業務に関するご相談および苦情等を受け付けております。

（注）「金融ADR制度」とは、金融商品やサービスに関するお客さまの苦情やお客さまとの紛争について、訴訟によらずに迅速・公平・適切な解決を目指すものであります。

苦情等受付・対応態勢

1. ご相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて会内で協議し、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

2. ご相談・苦情等への対応にあたっては、お客さまのお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。

3. 受け付けたご相談・苦情等については、定期的に当会経営陣に報告するとともに、会内において情報共有を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

【当会の相談・苦情受付窓口】

当会の窓口または以下の部署へお申し出ください。

担当部署	総務管理部（リスク管理）
電話番号	089-948-5273 FAX 089-943-5807
受付時間	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）
受付媒体	電話、FAX、手紙、面談

4. 当会の他に、J Aバンク相談所でも、J Aバンクに関するご相談・苦情をお電話にてお受けしております。

【J Aバンク相談所】

〔一般社団法人J Aバンク・J F マリンバンク相談所内〕

電話番号	03-6837-1359
受付時間	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

5. 以下の弁護士会が設置・運営する紛争解決センターなどで紛争の解決を図ることも可能ですので、当会「総務管理部(リスク管理)」または上記JAバンク相談所へお申し出ください。なお、愛媛弁護士会へ直接申し立ていただくことも可能です。

【愛媛弁護士会紛争解決センター】
電話番号 089-941-6279
受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
午前10時～12時
午後1時～4時

■ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、お客さまに組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

マネー・ローンダリング等および 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

1. 管理態勢等

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の一つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2. マネー・ローンダリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. 反社会的勢力との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4. 職員の安全確保

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

5. 外部専門機関との連携

当会は、警察、公益財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

■ 金融円滑化への取り組み

当会は、農業を基盤とする地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者・中小企業者等の地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、重要な役割のひとつとして位置付け、金融円滑化にかかる適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制
当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次のような体制を整備いたしております。
 - (1) 理事長以下、常勤理事および関係部署長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」を設置し、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理します。
 - (2) 融資担当部署長を「金融円滑化管理責任者」とし、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

● 農業者等の経営支援に対する取組方針

農業者・中小事業者などの地域のお客さまから新規融資や貸付条件の変更などの申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の特性を勘案のうえ、公正・迅速・誠実に対応し、理解と信頼が得られるよう努めております。

● 農業者等の経営支援に関する態勢整備

農業者・中小事業者などの地域のお客さまに必要な資金を円滑に供給するため、常勤役員および関係部署長を構成員とする「金融円滑化委員会」を設置し、金融円滑化にかかる対応を一元管理するとともに、「金融円滑化管理責任者」を選任し、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。

また、個人保証契約について、「経営者保証に関するガイドライン」を遵守して取り扱うこととしております。

■ お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当会では、「ＪＡとともに、農業・地域金融機関として食と農業を通じ、愛媛農業の振興と活力ある地域社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、県内ＪＡと連携し、お客さま本位の業務運営をより一層実現できるよう取り組んでまいります。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

1. お客さま本位の業務運営に関する方針の策定・公表等

当会は、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則（以下、原則という。）」を採択し、お客さまの安定的な資産形成に貢献するため、取組方針を制定・公表しました。

なお、以下の取組事項については、県内ＪＡがお客さま本位の業務運営を実現するための必要な支援を合わせて行ってまいります。

※【原則1本文および（注）】

2. お客さまへの最適な商品提供

当会は、お客さまの多様なニーズに合った金融商品・サービスの提供を行なうため、当会役職員の専門的商品知識と誠実・公正な職業倫理観の向上を図り「お客さま本位の業務運営」を企業文化として定着するよう取り組んでまいります。

※【原則2本文および（注）】

3. 利益相反の適切な管理

当会は、お客さまの金融商品・サービスの選定・情報提供および販売・推奨の提案・契約等において、お客さまの利益を不当に害することがないよう「利益相反管理方針」に基づき適切に管理してまいります。

※【原則3本文および（注）】

4. 手数料等の明確化

当会は、お客さまがご負担される手数料その他の費用について、その手数料等がどのようなサービス等の対価に関するものかを含め、お客さまにご理解いただけるよう情報提供を行います。

※【原則4本文】

5. 重要な情報の分かりやすい提供

当会は、お客さまのご判断に資する重要な情報（金融商品・サービスの特徴、取引条件、お客さまの状況やニーズをふまえた提案理由等）をわかりやすく誠実に提供してまいります。

※【原則5本文および（注1～5）】

6. お客さまにふさわしいサービスの提供

当会は、お客さまの多様なニーズに合った金融商品・サービスを提供するとともに、金融商品・サービスの特徴や制度等にかかる内容を正しくご理解いただくための情報提供を行います。

なお、当会は投資性金融商品の組成は実施しておりません。

※【原則6本文および（注1～5）】

7. 職員に対する適切な動機づけの仕組み等

当会は、職員研修や資格取得の奨励を通じて、お客さまへの最適な商品提供等のお客さま本位の業務運営が着実に実践されるよう取り組んでまいります。

※【原則7本文および（注）】

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応を示しております。

事業の概況

■ 経営環境等

J Aバンクを取り巻く環境は、組合員の高齢化・人口減少などによる経営基盤の縮小や燃料・原材料価格高騰による農業経営への多大な影響、金融当局の政策変更に伴う金融環境の急速な変化など、極めて厳しい状況にあります。

こうした情勢のもと、令和6年度は、中期経営計画（令和4年度～令和6年度）の最終年度として、基本戦略に掲げる「安定的収益還元機能の強化」、「J Aバンクえひめ本部機能の強化」の主要施策に取り組みました。

「安定的収益還元機能の強化」については、有価証券の計画的な投資に取り組むとともに、県内外企業および農業関連法人等の資金需要への対応により貸出残高確保に取り組みました。

「J Aバンクえひめ本部機能の強化」では、「農業の夢・ヒアリング訪問」の実施、農林中金や地元J Aと連携し経営課題の解決および農業所得の向上など担い手支援に努めるとともに、次世代との取引拡大に向けた各種キャンペーンの実施など、提案型セールスへの実践に取り組みました。

また、地域貢献活動としては、「第62回愛媛マラソン」などの地域イベントへ協賛するとともに、愛媛県が子どもや子育て世代の支援のために創設した「子どもの愛顔応援ファンド」に愛媛県産米と寄附金を寄贈し、寄贈米を活用した子ども食堂への支援活動などを続けております。

以上のような取り組みの結果、経常利益、当期剰余金ともに計画を上回る実績を収めることができました。

■ 業績

令和7年3月末の県内J A貯金残高は、前年対比629億円減少し1兆9,356億円となりました。

J A貸出金残高は、前年対比2億円減少し3,824億円となりました。

当会の資金調達では、令和7年3月末貯金残高は、前年対比910億円減少し1兆4,944億円となり、令和6年度期中平均残高は、前年対比817億円減少し1兆5,220億円となりました。

一方、資金運用では、預け金残高は、前年対比599億円減少し8,741億円となり、期中平均残高は、前年対比259億円減少し9,077億円となりました。

貸出金残高は、前年対比258億円減少し897億円となり、期中平均残高は、前年対比70億円減少し858億円となりました。

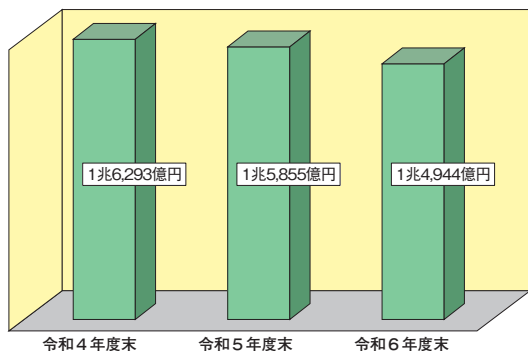
有価証券残高は、前年対比322億円減少し5,161億円となり、期中平均残高は、前年対比637億円減少し5,093億円となりました。

事業収支では、経常収益は169億5千9百万円、経常費用は134億1千5百万円となりました。この結果、経常利益は、前年対比4千6百万円減少し35億4千4百万円となりました。また、当期剰余金は、前年対比1億4千万円減少し29億5千万円となりました。

資金調達および資金供給の状況

信連の資金調達の状況

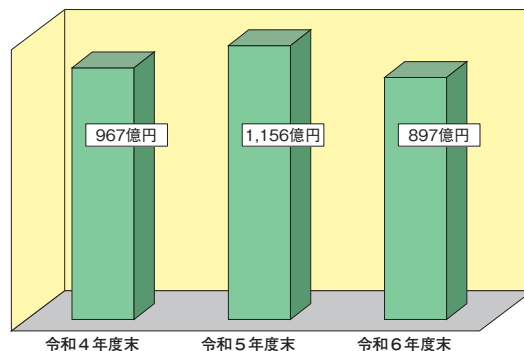
信連貯金等残高の推移



当会の貯金等の残高は、令和7年3月末現在 1兆4,944億円となり、前年対比910億円減少となりました。

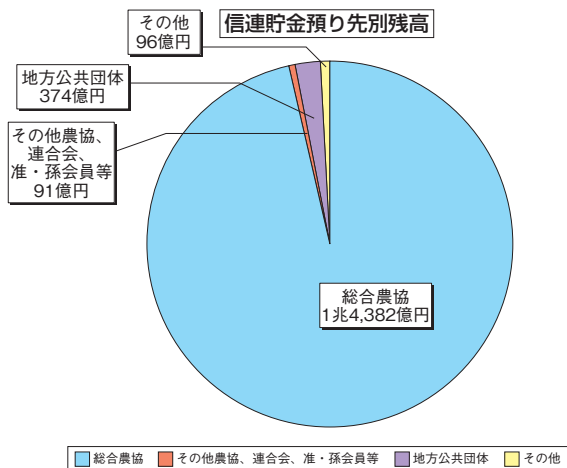
信連の貸出金の状況

信連貸出金残高の推移



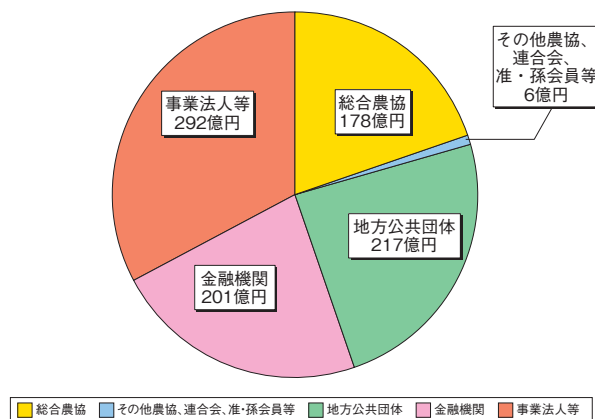
当会の貸出金の残高は、令和7年3月末現在897億円となり、前年対比258億円減少となりました。

信連貯金預り先別残高



当会の資金調達は主として総合農協（JA）からの貯金によるものであります。

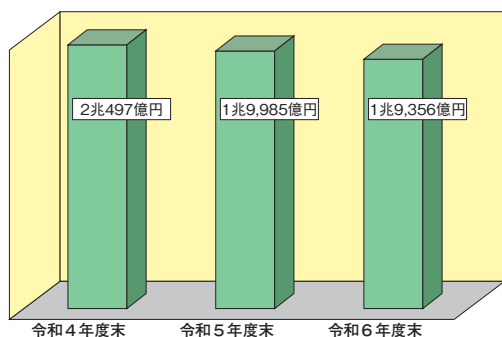
信連貸出先別貸出金残高



県内JAおよび当会にお預りしている貯金等を原資として、地域の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えするためにご融資を行っております。

JAの資金調達の状況

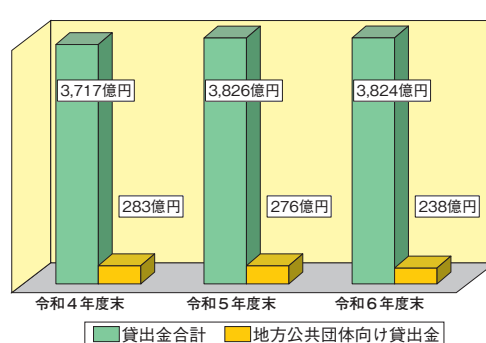
JAの貯金等残高の推移



JAが組合員をはじめ地域の皆さまからお預りしている貯金等の残高は、令和7年3月末現在1兆9,356億円となり、前年対比629億円減少となりました。

JAの貸出金の状況

JAの貸出金残高の推移



JAは、お預りしている貯金等を原資として、組合員・地域の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えするためにご融資を行っております。
令和7年3月末現在の貸出金残高は3,824億円、うち地方公共団体向け貸出金は238億円であります。

J Aバンク自己改革への取り組み

【J Aバンク自己改革】

- ① 農業所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ対応
- ② J Aが営農経済事業に全力投球できる環境整備
- ③ 農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献

◎ J Aバンクえひめ農業応援県域サポートの実践

農業融資の幅広い対応による金融仲介機能の発揮、農業振興および農業・地域の成長に資する県内J Aの取り組みの認知度向上を目指すため、令和6年度についても農業融資伸長のための助成措置や効果的なPRの展開、県内農畜産物の販路拡大のための情報提供、マスコミなどを活用した農業・地域の情報発信の取り組みに向けた「J Aバンクえひめ農業応援県域サポート」を策定し、農業者、地域を応援いたしました。

◎ J Aグループ愛媛担い手サポートセンター連絡協議会の設置

当会を含めた連合会・中央会が連携して、えひめ農業に対する県域応援態勢を一層強化するために、「J Aグループ愛媛担い手サポートセンター連絡協議会」を平成28年4月に設置し、県内J Aにおける担い手の育成、生産振興に向けた労働力確保、J A営農指導員の育成などの取り組みを支援しております。

令和6年度についても、県内J Aや関係機関と連携し、就農相談会の開催や出展、(株)農協観光や人材派遣会社等と連携した労働力確保支援などに積極的に取り組みました。



◎ 地域密着型金融への取り組み

新たな食料・農業・農村基本計画の策定を受け、J Aグループをあげて農業の担い手支援に取り組んでいくなか、J Aバンクえひめとしても、県内J A・当会・農林中金が一体となり、「担い手のメインバンク」としての機能発揮を目指し、担い手金融の強化に積極的に取り組んでおります。

それぞれの役割分担としては、県内J Aは、認定農業者（農家）や集落営農組織・J A出資型農業法人などの担い手を中心に金融対応を行っております。また、当会・農林中金は、J Aの取り組みを支援するとともに、J Aの対応が困難な農業法人などの担い手に対し、直接融資またはJ Aとの協調融資などにより幅広く柔軟な金融対応に努めております。



● 地域農業の発展への取り組み

○ J A 農業おまかせ資金の活用

J A 農業おまかせ資金は、「組合員の方に分かりやすく、活用しやすい」をコンセプトに、平成28年6月から県内J Aおよび当会で取り扱いを開始し、令和6年度についても、農業者などの資金ニーズに適切かつ迅速に応えられるよう積極的に取り組みました。



○ 農業の夢・ヒアリング訪問の実施

J Aバンクえひめでは、J Aが重要訪問先と位置付けている「農業メイン強化先」を中心とした農業者等に信用部門と営農部門が連携して訪問し、農業に対する「夢」・「希望」・「将来のプラン」を対話しながら聞き取りする「農業の夢・ヒアリング訪問」を平成28年度から継続して実施しております。

令和6年度についても、前年度の訪問で得た資金ニーズを確実に対応するためのフォローアップ運動を4月1日～6月28日までの期間実施するとともに、7月16日～10月31日の期間には「令和6年度農業の夢・ヒアリング訪問」を実施し、農業者等への金融面・非金融面におけるサポートに取り組みました。



○ テレビ「元気！えひめ農業」放送による情報発信

J Aバンクえひめでは、平成28年度より南海放送のテレビ番組「元気！えひめ農業」を制作し、県内各地の農畜産物の魅力発信や次世代のえひめ農業を担う生産者の紹介など農業応援にかかる積極的な情報発信に取り組んでおります。

令和6年度までは年6回（奇数月の日曜日16時）放送していましたが、令和7年度からは番組の認知度向上、幅広い年齢層に視聴してもらうことを目指し、放送回数を年12回（毎月第2土曜日11時15分）に放送することとしております。

番組名『J AバンクえひめPresents「元気！えひめ農業～えひめ農業の未来を応援～」』



●担い手農業者の経営のライフステージに応じた支援

○ 各種農業資金、制度資金の提供

J A と連携・協調し、J A 農業おまかせ資金、農業近代化資金、新スーパー S 資金、日本政策金融公庫（農林水産事業）資金などの各種農業資金、制度資金などを貸出しております。

【主な制度資金など】

名 称	資 金 の 概 要
農業制度資金（愛媛県関係資金）	
農 業 近 代 化 資 金	農業の「担い手」の経営改善のため、低利で提供される長期の制度資金であります。施設の取得・拡張、設備・農機具購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしております。
農業経営改善促進資金（新スーパー S 資金）	「認定農業者」の農業経営に必要な運転資金のため、低利で提供される短期の制度資金であります。設定した借入枠の範囲内で何度でも借入れと返済ができ、効率的にご利用できます。
農業制度資金（日本政策金融公庫資金）	
農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）	「認定農業者」の経営改善のための長期資金であります。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含むなどの場合にご利用できます。
経営体育成強化資金	農業の「担い手」の経営改善のための長期資金であります。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含むなどの場合にご利用できます。
農 業 改 良 資 金	農業の「担い手」の新作物分野・新技術へのチャレンジ、新たな加工・流通部門への進出など、高リスク農業への取り組み支援のため、無利子で提供される長期資金であります。
農林漁業セーフティネット資金	災害や経営環境の変化などにより経営状況が悪化した農林漁業者に対し、経営の維持安定に必要な資金を融通する資金であります。
青 年 等 就 農 資 金	認定新規就農者が青年等就農計画の達成に必要な経費のために、無利子で提供される長期の制度資金であります。
J A 独自資金	
J A 農業おまかせ資金	施設の取得・拡張、設備・農機具購入から長期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに低利かつ迅速に融通する J A バンクえひめ独自の資金であります。
アグリマイティー資金	施設の取得・拡張、設備・農機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できる J A バンク独自の資金であります。
アグリスーパー資金	水田・畑作経営所得安定対策にかかる対象者の方のための農業経営に必要な運転資金ニーズに対応できる J A バンク独自の資金であります。
J A 農機ハウスローン	組合員の営農に必要な長期資金にご利用でき、迅速な対応が可能な J A バンク独自の資金であります。
営 農 ロ ー ン	組合員の営農に必要な営農資金にご利用でき、迅速な対応が可能な J A バンク独自の資金であります。設定した借入枠の範囲内で何度でも借入れと返済ができ、効率的にご利用できます。
当会独自資金	
信連アグリサポート資金	農業者（個人・法人）が行う農業生産および農産物の加工・流通・販売などに関する運転資金・設備資金を低利かつ迅速に融通する当会独自の資金であります。

（注）上記商品の詳細は、お近くの J A 窓口にお問合せください。

○ J Aバンクえひめ原油・原材料等価格高騰対策資金の取り扱い

ウクライナ情勢の悪化に伴う原油・原材料などの価格高騰の影響を受けた農業者に対して、必要な資金を円滑に対応することにより資金繰りや農業経営の安定化を支援することを目的に、令和4年10月から「J Aバンクえひめ原油・原材料等価格高騰対策資金」の取り扱いを開始し、農業者からの経営相談などに適切に対応しております。

令和7年度についても、生産資材価格の高止まりが続くなか取り扱いを継続することとしております。

○ J Aバンクえひめ農業災害支援資金の取り扱い

近年の気候変動により当県においても自然災害が多発している状況を踏まえ、農業災害全般に対応できる資金として令和6年5月から「J Aバンクえひめ農業災害支援資金」の取り扱いを開始し、自然災害による施設復旧や経営の再建維持などが必要な農業者からの経営相談に適切に対応しております。

○ J Aバンクえひめ園地復旧支援資金の取り扱い

平成30年7月西日本豪雨の被災園地の再建に取り組む担い手農業者の資金ニーズに円滑に対応することにより、将来の不安解消を後押しするとともに、農業経営の安定化に寄与することを目的に、平成31年4月から「J Aバンクえひめ園地復旧支援資金」の取り扱いを開始し、災害復興支援に取り組んでおります。

○ J Aバンクえひめ農地整備事業サポート資金の取り扱い

担い手農業者への農地集積や新規就農者への農地の確保、更には高収益作物の生産および高品質化に向けて行政機関が取り組む農地整備事業に参入する担い手農業者の資金ニーズに円滑に対応し、農業経営の安定化、就農定着に寄与することを目的に、令和3年11月から「J Aバンクえひめ農地整備事業サポート資金」の取り扱いを開始し、行政と一体となって愛媛農業の振興に取り組んでおります。

○ 農業融資にかかる利子助成等支援

担い手農業者等の経営支援を目的として、農業融資にかかるJ Aバンク利子補給（全国）、J Aバンクえひめ利子補給、J Aバンクえひめ保証料助成などを実施しております。



地域貢献情報

トピックス

● 県下統一年金獲得強化運動

J Aバンクえひめでは、年金お受け取り世代応援のため「年金獲得強化運動」を令和6年5月1日～6月28日および令和6年10月1日～10月31日まで実施いたしました。

更に、年金友の会会員向けの会報誌「ゆとりんく」を発行いたしました。



● 個人貯金キャンペーン

J Aバンクえひめでは、お客さまの資産形成の一助として、令和6年6月17日～8月30日まで「えがおの食卓～2024夏～」(懸賞品付定期貯金)、令和6年11月1日～12月30日まで「えがおの食卓～2024冬～」(懸賞品付定期貯金)を実施いたしました。



● 個人 I B 増強運動

J Aバンクえひめでは、非対面取引による J A 利用者の利便性の向上に向けた取り組みとして、令和6年3月～令和7年2月末まで「令和6年度 個人 I B 増強運動」を実施いたしました。



● 新卒者向け給与振込口座獲得活動強化運動

J Aバンクえひめでは、新社会人などの新生活応援のため、令和7年2月3日～5月30日まで「給与振込口座獲得活動強化運動」を実施いたしました。



● 住宅情報番組などへの番組提供

J Aバンクえひめでは、お客さまのマイホーム取得を応援するため、住宅取得等にかかるお得情報のCMを住宅情報番組「おうちラボ」（毎週土曜日9時25分放映）で計3カ月間（令和6年4月～6月）、住宅情報番組「まっすんの陽あたり良好」（毎週土曜日10時25分放映）で9カ月間（令和6年4月～12月）放映いたしました。



● ライフサポートキャンペーン

J Aバンクえひめでは、地域の皆さまのカーライフならびにリフォーム資金ニーズにお応えするため、令和6年6月1日～令和7年3月31日の期間でライフサポートキャンペーンとして、「J Aマイカーローンキャンペーン」と「J Aリフォームローンキャンペーン」を実施いたしました。



● J Aローン（住宅・リフォーム・マイカー・教育）ご利用感謝訪問の実施

J Aバンクえひめでは、J Aで各種ローン（住宅・リフォーム・マイカー・教育）をご利用いただいているお客さまへ日頃の感謝を伝えるため、「J Aローン（住宅・リフォーム・マイカー・教育）ご利用感謝訪問」（令和6年6月3日～10月31日）を実施いたしました。

■ 文化的・社会的貢献活動

● 地域イベントへの協賛などを通じた地域密着の取り組み

地域密着・地域貢献の一環として、地域イベントに積極的に参加・応援しております。

○ 小学生スポーツ大会への特別協賛

愛媛県における小学生スポーツ振興応援の一環として、「第9回 J Aバンクえひめカップ愛媛県小学生男子ソフトボール大会」（令和6年5月開催）ならびに第48回を迎える「南海放送・J Aバンクえひめカップ 愛媛県U-12サッカー大会」（令和6年7月開催）に特別協賛し、小学生スポーツを通じて、子供たちの心身の健全な育成を支援しております。



○ 第62回「愛媛マラソン」への協賛

令和7年2月9日に開催された第62回「愛媛マラソン」に特別協賛するとともに、J Aバンクえひめのブースを設け、県産米を使用した「おにぎり」を配布いたしました。また、当会陸上部も大会に出場し、地域の皆さまとのふれあい、ご声援の温かさを実感いたしました。



○ 子どもの愛顔応援ファンドへの支援

愛媛県が子どもや子育て世代の支援のために創設した「子どもの愛顔応援ファンド」の趣旨に賛同し、県内の農家の方が心を込めて作ったお米と寄附金を寄贈いたしました。なお、提供したお米は、「子どもの愛顔応援ファンド」を通じて、県内の子ども食堂へ届けられております。

○ 愛媛県内の国公立小学校への教材本贈呈事業の実施

令和6年4月に愛媛県内の小学5年生を対象に、子どもたちが農業や食、自然環境への理解を深めるきっかけとなることを願い、補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を約1万2千部贈呈いたしました。

令和7年度についても、継続して教材本贈呈事業を実施することとしております。



○ 「えひめ消費者志向おもいやり自主宣言」への参加

当会では、「えひめ消費者志向おもいやり自主宣言」に賛同し、健全で安全・安心な消費社会と持続可能な社会の実現に向けた取り組みを促進しております。

当会の経営理念のもと、「愛媛農業の振興と活力ある地域社会の発展に貢献」を掲げ、消費・環境の面からSDGsの達成を目指しております。

○ J Aバンクえひめピンクリボン運動の取り組み

地域貢献活動（CSR）の一環として「乳がん」への正しい知識の普及や早期発見・早期治療の大切さを伝えることを目的に、J Aバンクえひめとしてピンクリボン運動に取り組みました。

愛媛県内のJ A本所などに募金箱を設置して募金活動を行い、集められた募金はピンクリボンえひめ協議会へ寄付のうえ、各種活動に役立てられております。



○ 振り込め詐欺未然防止運動

J Aバンクえひめでは、高齢者を狙った「振り込め詐欺」などの特殊詐欺被害が社会問題となっているため、県内J Aおよび当会の金融窓口職員が、貯金キャンペーン期間に振り込め詐欺の注意喚起メッセージを掲げた黄色いタスキをつけて、振り込め詐欺ストップ運動を実施いたしました。



○ 運転免許自主返納制度支援

愛媛県警で取り組んでいる「高齢者が運転免許を自主的に返納しやすい環境を整備し、交通事故を減少させる取り組み」に協力するため、運転免許証を自主的に返納した方に対し、優遇金利を適用する「運転免許自主返納応援定期貯金」の販売を行いました。



● 少子高齢化社会への対応

愛媛県が推進する少子・高齢化対策に賛同し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、子育て支援やワークライフバランスのとれた職場づくりに努めております。

● 「ひめボス宣言事業所」として基本認証を取得

当会では、職員の仕事と家庭生活や地域活動などの両立を支援し、女性の活躍を推進する「ひめボス宣言事業所」として、愛媛県から基本認証を受けており、全ての職員を活かし、育てるとともに、一人ひとりの生活が豊かとなる環境づくりに取り組んでおります。



● 「移動金融店舗車」の運行

県内JAが実施する中山間地域や島しょ部などにおける金融サービスの確保・地域貢献、ならびに大規模災害発生時の金融対応策（BCP対応）として、「移動金融店舗車」を導入し継続運行しております。車内には、一般の店舗と同様に窓口カウンターを設置し、お客さまと対面で金融サービスの提供を行っております。



● 公共募金活動等への協力

緑の募金、交通遺児育英募金、その他災害支援募金などへの寄付協力や各種ボランティア活動を通じて、社会的貢献に取り組んでおります。

● 地球環境に優しい暮らしをされる方を応援するローン商品の提供

J Aバンクえひめでは、地球環境に優しい暮らしをされる地域の皆さまを応援するためのローン商品を提供しております。

1. J A住宅ローン「とくとくプラン」

この商品は3年、5年、10年の固定金利期間選択型の住宅ローンです。

固定金利期間終了後、再度固定金利を選択された方に対して、以下の項目に該当すると金利を引き下げることとしております。



○ 次のいずれかに該当される方

エコ対応サポート	● オール電化住宅 ● ガス省エネ住宅（エコウィル、エネファームなど） ● 太陽光発電住宅
----------	---

2. とくとくりリフォームローン

この商品は、お住いの増改築などリフォーム工事にご利用いただくことができ、工事の中で以下の項目に該当すると金利を引き下げることとしております。

○ 次のいずれかに該当される方

耐震リフォーム	● 住宅の基礎部分の補強 ● 筋かいを入れるなどの壁の補強 ● 土台と柱を金物で固定 など
バリアフリーリフォーム	● 階段の勾配緩和 ● 手すりの取り付け ● 段差の解消 など
省エネリフォーム	● 太陽光発電設備 ● 太陽熱温水器 ● オール電化設備（電気温水器、IHクッキングヒーターなど） ● ガス省エネシステム（エコウィル、エネファームなど） ● 断熱工事（壁などの断熱工事、二重サッシの取り付け）など

住宅ローンをはじめとする各種ローンのご相談は、
県内JAの下記ローン相談窓口をお気軽にご利用ください。

JAうま 四国中央市曾根町1596番地2 TEL0896-24-2327 ローンセンター	JAえひめ未来 新居浜市田所町3番63号 TEL0897-37-8739 新居浜総合相談センター	JA周桑 西条市丹原町池田1701番地1 TEL0898-68-7800 金融経済部 融資課	JAおちいまばり 今治市北宝来町1丁目4番地1 TEL0898-33-7270 総合相談センター 夢見館	JA今治立花 今治市北島生町3丁目3番14号 TEL0898-23-0246 金融経済部 営業課
JA松山市 松山市三番町8丁目325番1 TEL089-946-0050 金融部 貸付課	JAえひめ中央 松山市千鳥町8丁目128番地1 TEL089-943-8731 金融部 金融企画課	JA愛媛たいき 大洲市東大洲1582番地 TEL0893-59-4182 金融部 営業課	JAにしうわ 八幡浜市江戸岡1丁目12番10号 TEL0894-24-1118 金融部 資金運用課	JAひがしうわ 西予市宇和町卯之町2丁目462番地 TEL0894-62-1212 金融部 融資課
	JAえひめ南 宇和島市栄町港3丁目303番地 TEL0895-22-8111 金融部 信用企画課			

JAバンク えひめ
(愛媛県内JA / 県信連)